



産業



最新の情報は
市公式ホームページを
ご確認ください。

商工関係事業

小規模事業者・中小企業者金融支援事業

問 商工観光課 商工業係

☎ 83-8134 FAX 83-0199

◎商工振興資金

この制度は、市内の中小企業が経営改善などを行う際の資金を融資することによって、中小企業の振興に寄与することを目的としています。

融資対象および資金一覧

市内に店舗・工場を有し、中小企業信用保険法で定める小規模事業者・中小企業者で、市内に1年以上引き続き同一事業を営む市税完納者。

なお、各資金ごとに対象要件があります。

商工振興資金一覧

資金名	資金限度額	返済期間	利率 (年利%)
運転資金	1,000万円	7年以内	1.3%～ 1.7%
設備資金	2,000万円	10年以内	1.3%～ 1.9%
創業資金	500万円	5年以内	1.5%
季節資金 (夏季・年末)	各々500万円	(6月～8月までの申込み) 翌年3月末日まで (11月～12月までの申込み) 翌年9月末日まで	1.2%
緊急経営 対策資金	(運転) 1,000万円 (設備) 2,000万円	10年以内	0.8%～ 1.2%

また、これらの融資実行時に必要な保証料を全額補助する制度を設けています。(経営者保証の解除を事業所が選択して、保証料が上乗せされた部分については自己負担になります)

資金の申込みは、市内金融機関(労金・JAを除く)で受付けています。詳しくは、商工観光課商工業係、真岡商工会議所(☎82-3305)またはにのみや商工会(☎74-0324)へお問合せください。

◎小規模事業者経営改善資金(マル経融資)利子補給事業

小規模零細事業者への金融支援策として、マル経資金の利用者に対し、利子補給を行います。商工会議所等の経営指導(原則6カ月以上)を受けた小規模事業者を対象にした無担保・無保証人のマル経資金の利用者に対し、市が支払利子の一部を補給する制度です。

利子補給の対象者

市内に事業所を有し、日本政策金融公庫宇都宮支店で小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の貸付を受けた小規模事業者の方で、市税等に滞納がないこと。

利子補給率

真岡市商工振興資金貸出金利とマル経資金貸出金利との差分

真岡市事業所向け支援制度ガイドブック

問 商工観光課 商工業係

☎ 83-8134 FAX 83-0199

事業者向けの補助金や融資制度など、各種支援事業を掲載しています。

掲載している補助金の項目

企業の土地・建物・設備等の拡大をお考えのとき
新たな取組による販路拡大をお考えのとき
特許等の出願をお考えのとき
新たな研究開発等をお考えのとき
雇用改善をするとき



〈 広告 〉



経営者・労務担当者を しっかりサポート

- 橋本社会保険労務士事務所 真岡オフィス
 - 労働保険事務組合 真岡労務管理研究会
- 代表 橋本 律子

■主な業務内容

- ★社会保険、労働保険に関する手続き及び相談
- ★労働保険事務組合
(労災・特別加入・雇用保険など)

- ・人事労務管理に関する相談及び手続き
- ・各種助成金相談及び手続き
- ・就業規則等の立案作成及び改善
- ・その他



〒321-4362 栃木県真岡市熊倉町4829-10

☎ 0285-82-5287 / 090-5410-1047

橋本社会保険労務士事務所 真岡市 | Q

芳賀精密工業株式会社



弊社は、ワイヤーボード、半田付け、基板製作などを
ワンストップで行える総合的なエレクトロニクス工場です



〒321-4532 栃木県真岡市長島140

TEL.0285-74-0112

FAX.0285-74-0178

詳しくはHPまでアクセス

芳賀精密工業株式会社

検索



中心市街地の空き店舗対策(支援制度)

問 商工観光課 商工業係

☎ 83-8134 FAX 83-0199

◎中心市街地空き店舗等活用事業補助金

中心市街地の魅力と賑わいを創出し活性化につなげるため、一定の区域内で空き店舗を利用して新しく事業を行う場合、店舗改装費や家賃の支援が受けられます。

改装費補助

中心市街地の空き店舗に、自ら新たに开店する際に要する改装費の一部を助成する。

○対象経費 天井、壁、床、塗装、サイン、電気、給排水工事、店舗と一体となって使用する厨房設備、冷暖房設備、償却資産となる備品、店舗部分と住居部分を分離するための費用

○補助率 対象改装費の50%で60万円を限度(ただし、商店街団体またはコミュニティ団体は、対象改装費の75%、限度額を60万円とする。)

家賃補助

开店後の初期経費負担を軽減し、円滑な事業展開を図るため家賃の一部を助成する。

○対象経費 家賃(礼金、敷金等を除く。)

○補助率、補助期間

家賃の50%、限度額を月3万円とする。補助期間を開業した日の属する月から12カ月とする。(ただし、商店街団体またはコミュニティ団体は、家賃の75%、限度額を月3万円とし、補助期間を開業した日の属する月から36カ月とする。)

勤労者関係事業

UIJターン就業定住助成制度

問 商工観光課 勤労者係

☎ 83-8134 FAX 83-0199

市内に本店を有する中小企業に就業または市内で創業した50歳未満のUIJターン者(その他要件あり)に対し、最大20万円を助成します。

〈 広告 〉

局所排気、防爆エアコン、冷凍機etc...

高い技術とプロ意識を持って、
お客様をサポート致します。

おもいをかたに「空気を!科学する」

TASAKI
田崎設備株式会社

〒321-4364 真岡市長田1-2-9
TEL 0285-80-2040(代) FAX 0285-80-2080

詳しい情報は弊社ホームページをご覧ください
田崎設備株式会社 真岡市 検索

魅力ある **農業**・低コスト **農業** を応援します

YANMAR 有限会社 **松本農機**

厚生労働大臣認定 ヤンマー 一級整備士の店

農業機械の新品・中古
販売・修理・買取り致します
お探しの農業機械、ご相談下さい

〒321-4326 真岡市島287-5

TEL0285-82-2610 FAX0285-81-5481

No	場所	施設名	電話番号
1	栃木県 真岡市	いちごチャットパレス	0285-80-3311
2	栃木県 益子町	益子館里山リゾートホテル	0285-72-7777
3	栃木県 日光市	日光ぐりーんほてる	0288-54-2002
5		ホテルナチュラルガーデン日光	0288-50-3070
6	栃木県 日光市(鬼怒川温泉)	きぬ川ホテル三日月	0288-77-2611
7		鬼怒川観光ホテル	0570-03-1126
8		あさやホテル	0288-77-1111
9	栃木県 那須町	松川屋那須高原ホテル	0287-76-3131
10		TOWAピュアコテージ	0287-78-1164
11		ホテルサンバレー那須	0287-76-3800
12		ホテル森の風那須	0287-73-5572
13	栃木県 那須塩原市	ホテルニュー塩原	0570-02-1126
14	茨城県 大洗町	大洗ホテル	029-267-2151
15	茨城県 高萩市	セントラルホテル高萩	0293-24-3366
16	茨城県 北茨城市	セントラルホテル磯原	0293-42-8111
17	群馬県 渋川市伊香保町	ホテル木暮	0279-72-2701
18	群馬県 草津町	ホテル櫻井	0279-88-3211
19	群馬県 安中市	磯部ガーデン	027-385-0085
20	東京都 浅草	浅草ビューホテル	03-3847-1111
21	千葉県 鴨川市	鴨川館	04-7093-4111
22	神奈川県 箱根町	天成園	0460-83-8500
23	長野県 山ノ内町	志賀高原の家グリーン	0269-34-2552
24	長野県 諏訪市	鷺乃湯	0266-52-0480
25	福島県 郡山市熱海町	ホテル華の湯	024-984-2222
26	福島県 会津若松市	丸峰観光ホテル	0242-92-2121
27	福島県 石川郡石川町	母畑温泉 八幡屋	0247-26-3131
28	新潟県 新発田市	白玉の湯 泉慶	0254-32-1111
29		白玉の湯 華鳳	0254-32-1515
30	新潟県 南魚沼郡湯沢町	ホテル双葉	025-784-3357
31	宮城県 大崎市	鳴子観光ホテル	0299-83-2333
32	宮城県 本吉郡南三陸町	南三陸ホテル観洋	0226-46-2442
33	静岡県 熱海市	熱海 玉の湯ホテル	0557-81-3561
34	静岡県 浜松市	舘山寺サゴロイヤルホテル	053-487-0711
35	山梨県 富士吉田市	ホテル鐘山苑	0555-22-3168
36	石川県 加賀市	瑠璃光	0761-77-2323
37	富山県 魚津市	金太郎温泉	0765-24-1220

> 農業関係

農地の権利取得

問 農業委員会事務局 農地係
☎ 83-8188 FAX 83-0199

耕作目的で農地の権利の取得を希望される方は、農地法の規定により許可を受けることが必要です。この許可を受けないと所有権移転の登記手続きや貸借契約等、有効な権利の移転や設定をすることができません。

この許可を受けるには、耕作放棄地や違反転用がなく、農地の全てを効率的に利用して耕作しており、権利を取得しようとする者またはその世帯員等が農業に常時(原則年間150日以上)従事すること等の許可要件に該当することが必要であり、誰でも受けられるというものではありません。

許可は、対象農地を管轄する農業委員会が行います。

許可申請の手続きをするには、許可申請書のほか一定の添付書類等が必要です。

農地の転用許可申請・届出

問 農業委員会事務局 農地係
☎ 83-8188 FAX 83-0199

市街化調整区域内の農地を宅地、資材置場、駐車場敷地、太陽光発電設備等、農地以外に転用するには農業委員会または県知事の許可が必要です。

市街化区域内の農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に所定の事項を届け出れば農地転用の許可は必要ありません。

許可申請等所要の手続きを経ずに農地を転用すると法律違反となり、農業委員会から法律の規定に基づき農地復元等の勧告・命令を受ける場合があります。また、命令に従わない場合には、刑事告発される場合もあります。

※農地転用の許可申請等の際には、同時に都市計画法、農振法等他法令の手続きが必要な場合もあります。

農業関係諸証明と取扱い

問 農業委員会事務局 農地係
☎ 83-8188 FAX 83-0199

農業委員会では、次の農業関係の証明を行っています。

- 耕作面積証明
- 建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請用農業従事者証明
- 農地法第3・4・5条届出受理証明および許可証明
- 非農地証明
- 軽油免税用耕作面積証明

証明書の交付手数料 無料
1部につき200円

農業者年金

問 農業委員会事務局 農政係
☎ 83-8742 FAX 83-0199

農業者年金は、老後の生活の安定のために国民年金の「上乗せ年金」として、農業者だけが加入できる公的年金制度です。

平成14年1月に農業者年金制度の大幅な改正があり、新制度では現役世代(加入者)の保険料は自らの年金のために積み立てる方式「積立方式の確定拠出型年金」になりました。

通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます。

受取金額は、保険料の総額とその運用実績に応じて決まります。

◎年金の種類

「農業者老齢年金」と「特例付加年金」の2種類があります。

◎加入できる方

- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者を除く)
- 65歳未満の方(令和4年5月1日から)

◎農業者年金制度の一部改正について

- 若い農業者が加入しやすいよう、一定の条件を満たす方は保険料の下限が2万円から1万円に引き下げられました。(令和4年1月1日から)
- 農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました。(令和4年4月1日から)
- 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられました。(令和4年5月1日から)
- その他、制度の詳細については農業者年金基金ホームページをご確認ください。



農業に関する各種問合せ先

上記の制度のほかに、農業に関する相談を受ける窓口は次のとおりです。

農地の売買・貸借

農業委員会事務局(☎83-8188 FAX83-0199)または(公財)真岡市農業公社(☎83-9931 FAX83-8911)

新規就農について

農政課農政係(☎83-8137 FAX83-0199)

担い手育成支援総合窓口

農政課農政係(☎83-8137 FAX83-0199)

園芸作物および畜産の振興

農政課農業振興係(☎83-8139 FAX83-0199)

生産調整に関すること

生産調整推進室生産調整係(☎81-3117 FAX83-8911)